

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月 8日

新潟地方裁判所民事部

裁判所書記官 牧 野 弘 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 5日 午前 9時00分から 令和 8年 1月13日 午後 4時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月19日 午前10時00分 場 所 新潟地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月 2日 午前 9時30分 場 所 新潟地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 1月21日 午前 9時00分から 令和 8年 1月23日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7年12月 8日から当庁物件明細書等閲覧場に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～7	12,600,000 10,080,000	一括	2,520,000	214,821	0
1	4,150,000				
2	2,730,000				
3	1,100,000				
4	200,000				
5	200,000				
6	4,150,000				
7	70,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 胎内市本郷字家ノ下

地 番 5 3 7 番 1

地 目 雑種地

地 積 9 9 5 平方メートル

(現況)

地 目 宅地
- 2 所 在 胎内市本郷字家ノ下

地 番 5 3 8 番 1

地 目 宅地

地 積 6 5 3. 2 0 平方メートル
- 3 所 在 胎内市本郷字家ノ下

地 番 5 3 8 番 3

地 目 宅地

地 積 2 6 4. 5 5 平方メートル
- 4 所 在 胎内市本郷字家ノ下

地 番 5 3 8 番 4

地 目 宅地

地 積 4 6. 8 0 平方メートル
- 5 所 在 胎内市本郷字家ノ下

地 番 5 3 8 番 5



物 件 目 録

	地	目	宅地
	地	積	4 6 . 7 6 平方メートル
6	所	在	胎内市本郷字家ノ下
	地	番	5 3 9 番 1
	地	目	宅地
	地	積	9 9 4 . 0 0 平方メートル
7	所	在	胎内市本郷字家ノ下
	地	番	5 3 9 番 2
	地	目	雑種地
	地	積	1 7 平方メートル
	(現況)		
	地	目	宅地



物 件 明 細 書

令和 7年11月13日

新潟地方裁判所民事部

裁判所書記官 牧 野 弘 子

1 不動産の表示

【物件番号1～7】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～7】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～7】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 胎内市本郷字家ノ下
 地 番 537番1
 地 目 雑種地
 地 積 995平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地
- 2 所 在 胎内市本郷字家ノ下
 地 番 538番1
 地 目 宅地
 地 積 653.20平方メートル
- 3 所 在 胎内市本郷字家ノ下
 地 番 538番3
 地 目 宅地
 地 積 264.55平方メートル
- 4 所 在 胎内市本郷字家ノ下
 地 番 538番4
 地 目 宅地
 地 積 46.80平方メートル
- 5 所 在 胎内市本郷字家ノ下
 地 番 538番5



物 件 目 録

	地	目	宅地
	地	積	4 6 . 7 6 平方メートル
6	所	在	胎内市本郷字家ノ下
	地	番	5 3 9 番 1
	地	目	宅地
	地	積	9 9 4 . 0 0 平方メートル
7	所	在	胎内市本郷字家ノ下
	地	番	5 3 9 番 2
	地	目	雑種地
	地	積	1 7 平方メートル
	(現況)		
	地	目	宅地





令和7年(ケ)第54号
令和7年6月20日受理
令和7年 7 月 29日提出

現況調査報告書

(物件1～7)

新潟地方裁判所

執行官 西 方 清 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 胎内市本郷字家ノ下 |
| | 地 | 番 | 5 3 7 番 1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 9 9 5 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 胎内市本郷字家ノ下 |
| | 地 | 番 | 5 3 8 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 6 5 3. 2 0 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 胎内市本郷字家ノ下 |
| | 地 | 番 | 5 3 8 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 6 4. 5 5 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 胎内市本郷字家ノ下 |
| | 地 | 番 | 5 3 8 番 4 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4 6. 8 0 平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 胎内市本郷字家ノ下 |
| | 地 | 番 | 5 3 8 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4 6. 7 6 平方メートル |



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 6 | 所 | 在 | 胎内市本郷字家ノ下 |
| | 地 | 番 | 539番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 994.00平方メートル |
| 7 | 所 | 在 | 胎内市本郷字家ノ下 |
| | 地 | 番 | 539番2 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 17平方メートル |



(土地用)

[illegible]

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者の子)	Bは父である。本件の物件に一番詳しいのは父であるが、同人は高齢で、自宅と施設を行ったり来たりしている。
	境界争いの有無については分からない。土地に関する貸し借りはない。産廃や残土を埋めたということはないと思う。 南東側にある石は父が置いたもので、3、40年前から置いてある。 西側にあるという瓦礫は分からない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年6月25日 (水) 14:42-14:50	受命物件1～7所在地	概観調査、写真撮影
7年6月25日 (水) 14:55-15:01	受命物件8～10所在地	訪問(不在)、概観調査、写真撮影
7年6月25日 (水) 15:04-15:14	受命物件11、12所在地	訪問(不在)、概観調査、写真撮影
7年6月25日 (水) 15:21-15:40	胎内市役所税務課	家屋見取図請求(なし)、課税台帳取得
7年6月25日 (水) 16:08-16:37	新潟地方法務局新発田支局	登記事項要約書、公図、地積測量図、建物図面・各階平面図の請求及び受領
7年6月30日 (月) 15:13-15:24	当庁	Aから占有関係等を電話聴取、調査期日を調整
7年7月24日 (木) 12:50-13:15	受命物件11、12所在地	Aから聴取、立入調査(B、A立会)、写真撮影
7年7月24日 (木) 13:19-14:18	受命物件8～10所在地	Aから聴取、立入調査(A立会)、写真撮影
7年7月24日 (木) 14:26-14:31	受命物件1～7所在地	立入調査、写真撮影
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人(管理員) を立ち合わせ、合鍵により解錠して建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

➡ 印は写真撮影位置、方向

地番区域見出
 本郷

請求部	所在	胎内市本郷字家ノ下				地番	538番5			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和41年9月				備付年月日(原図)			補記事項		

新潟地方方法務局新発田支局備付図面写し
 (執行官加筆)
 A3版をA4版に縮小

請求番号: 14-1
 (1/1)

公用

登記年月日：昭和47年4月20日

⑤ 537 後新田一

土地形 地積 地測 量

番 537-1-2

土地の所在 北蒲原郡中条町(新田家)下

胎内市

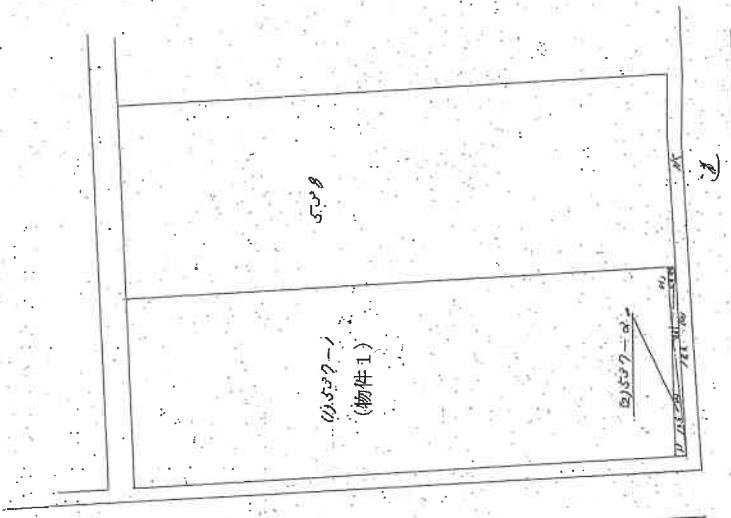
224483

昭和47年8月20日 製作年 月 日

製作者

申請人

537-2
(1) 水積
a) $5.9 \times 9.7 = 9.13$
b) $10.8 \times 9.8 = 11.04$
c) $10.5 \times 1.1 = 13.75$
2100.70
19.88
地積 19.46



(物件1)
537-1
計算 $1010.00 - 19.88 = 990.12$
m²

縮尺 1/500

新潟地方公務局新発田支局備付図面写し
(執行官加筆)
A3版をA4版に縮小

昭和・平成47年4月20日登記

登記年月日：昭和60年11月29日

224488

前 538-1 後 新田
番 538番4 538-1

地 積 測 量 図

土地の所在 北蒲原郡中条町大字本郷字家ノ下

胎 内 市

地 積 計 算

(物件4)

⑤ 538番4

$$19.5 \times 2.4 = 46.80$$

$$19.5 \times 2.4 = 46.80$$

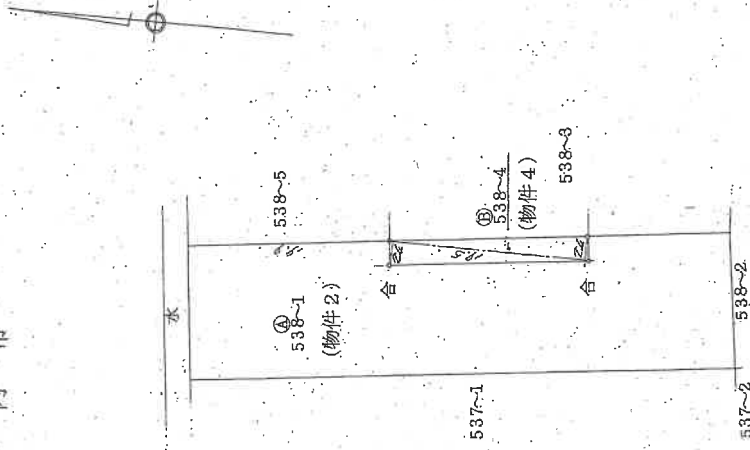
$$\text{合計} 93.60$$

$$1/2 \times 4688.0$$

(物件2)

④ 538番1

$$7.00 \times 0.0 = 46.880 = 6.53 \times 20$$



⑤ 石杭・⑥ 食塩標・⑦ コンクリート杭・⑧ 合成樹脂

作製者

昭和60年11月27日作製

申請人

縮尺

1/500

新潟県土地家屋調査士会
新潟県地方建設局新発田支局備付図面写し

昭和60年11月29日登記

登記年月日：昭和60年11月29日

224487

前 538-3 後・新同一

地 番 538番5. 538-3

地 積 測 量 図

土地の所在 北浦原郡中米町大字本郷字家ノ下

船 内 市

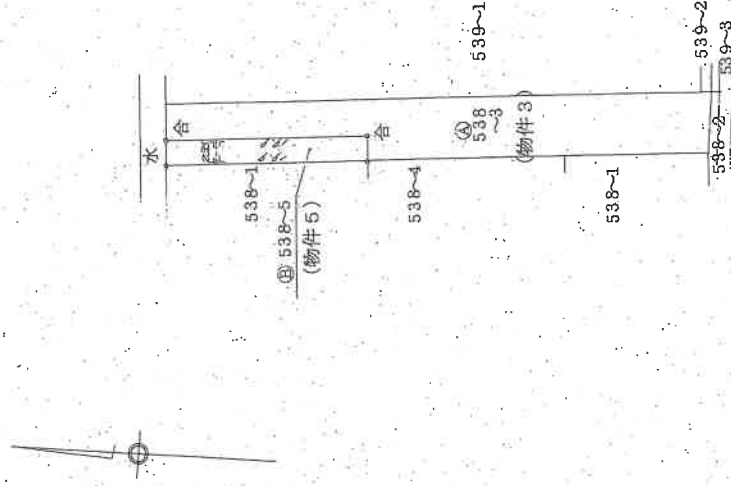
(物件5)

地 積 計 算

$$\textcircled{B} 538\text{番}5 \\ (19.9 + 19.9) \times 2.35 = 93.53 \\ \frac{1}{2} 46\text{m}765$$

(物件3)

$$\textcircled{A} 538\text{番}3 \\ 31\text{m}3220 - 46\text{m}765 = 264\text{m}5570$$



⑤石杭・⑥金属標・⑦コンクリート杭・⑧合成樹脂杭

作 製 者

60年11月27日(作製)

申 請 人

縮 尺 1/500

新潟県土地家屋調査士会
新潟地方方法務局新潟田支局備付図面写し

昭 和 平 成 60年11月29日登記

登記年月日：昭和47年4月20日

⑤ 539-2 後新同一

土地積測量図

番

539-2

土地の所在 北海道中支庁根室市

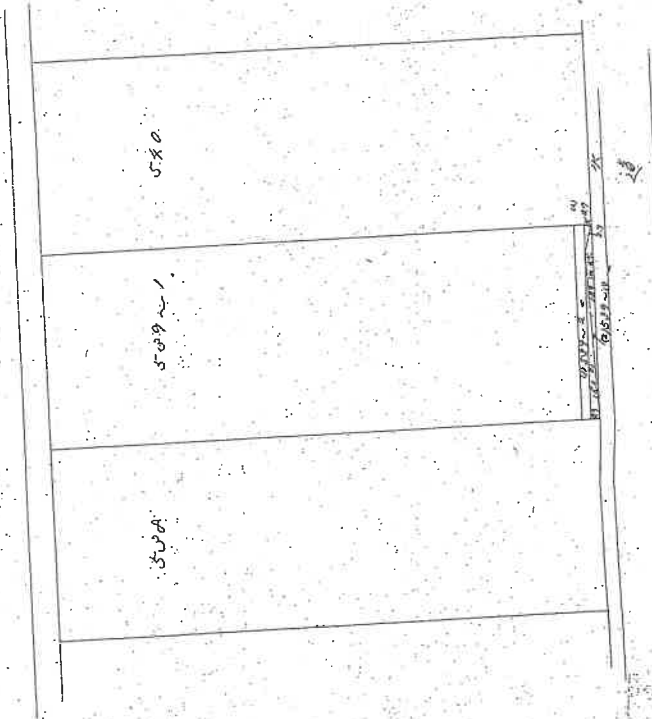
22448 内市

539-3

(2) 求積

$$\begin{aligned} & 41.29 \times 0.7 = 28.00 \\ & 40.10 \times 0.7 = 28.00 \\ & 40.10 \times 0.7 = 28.00 \\ & \hline & 84.00 \end{aligned}$$

地積 14.00m²



作製年月日
昭和47年3月30日

作製者

申請人

(物件7)

539-2

$$539-2 \times 0.7 = 37.73$$

縮尺 1/500

新潟地方送電局新設田支局備付図面写し
(執行官加筆)

昭和 平成47年4月20日登記

A3版をA4版に縮小



写真 1



写真 2



写真 3

令和 7 年（ケ）第 5 4 号
（物件 1 ～ 7）

令和 7 年 7 月 1 0 日現地調査
令和 7 年 8 月 1 日評 価

新潟地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
飯 田 英 範

第1 評価額

一括価格	
金12,600,000円	
物件番号	内訳価格
1(土地)	金4,150,000円
2(土地)	金2,730,000円
3(土地)	金1,100,000円
4(土地)	金200,000円
5(土地)	金200,000円
6(土地)	金4,150,000円
7(土地)	金70,000円

- ① 一括価格は、物件1～7の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	胎内市本郷字家ノ下 5 3 7 番 1 雑種地 9 9 5 m ²	宅地
2	所 在 地 番 地 目 地 積	胎内市本郷字家ノ下 5 3 8 番 1 宅地 6 5 3 . 2 0 m ²	
3	所 在 地 番 地 目 地 積	胎内市本郷字家ノ下 5 3 8 番 3 宅地 2 6 4 . 5 5 m ²	
4	所 在 地 番 地 目 地 積	胎内市本郷字家ノ下 5 3 8 番 4 宅地 4 6 . 8 0 m ²	
5	所 在 地 番 地 目 地 積	胎内市本郷字家ノ下 5 3 8 番 5 宅地 4 6 . 7 6 m ²	
6	所 在 地 番 地 目 地 積	胎内市本郷字家ノ下 5 3 9 番 1 宅地 9 9 4 . 0 0 m ²	

番号	所 在 等	登 記	現 況
7	所 在 地 番 地 目 地 積	胎内市本郷字家ノ下 5 3 9 番 2 雑種地 1 7 m ²	宅地
特 記 事 項			

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1～7）

位 置 ・ 交 通	J R羽越本線「中条」駅の北方、約1.6 k m（別添「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	胎内市の中心部に位置する、県道笹口浜・中条線の南背後の事業所、空地、農地等が存する地域である。地域の周辺には事業所、店舗、空地、農地等が存する。将来的には空地の有効利用が徐々に進むものと予測する。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ペ イ 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引区域 指定なし 7 0 % 2 0 0 % なし 特になし
画 地 条 件 （規模、形状等）	七筆一体として間口約5 6 m、奥行約5 3 mでほぼ整形の画地（計3017.31㎡）である（別添図面参照）。	
接面道路の状況	南側で幅員約6 m舗装道路（本郷・江上1号線、建築基準法42条1項1号に該当）と、西側で水路敷を介して幅員約3 m舗装道路（本郷・江上2号線、建築基準法上の道路に該当しない）とほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	所有者により更地の状態で占有されている。画地の南東部に巨石が存し、南側道路との境界付近に電柱2本が存する。東側隣地はセレモニーホールとして利用され、北側は水路敷を介して農地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	なし（西側道路を介した土地（692番1）には引込済。引込可能か否かは胎内市上下水道課に確認を要する。）
	都市ガス	なし
	下 水 道	なし
特 記 事 項		

第5 評価額算出の過程

下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	標準価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	市場性 修正率 エ	競売市場 修正率 オ	占有等 減価率 カ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ
1	6,900	0.91	995	0.95	0.70	1.00	4,150,000
2	6,900	0.91	653.20	0.95	0.70	1.00	2,730,000
3	6,900	0.91	264.55	0.95	0.70	1.00	1,100,000
4	6,900	0.91	46.80	0.95	0.70	1.00	200,000
5	6,900	0.91	46.76	0.95	0.70	1.00	200,000
6	6,900	0.91	994.00	0.95	0.70	1.00	4,150,000
7	6,900	0.91	17	0.95	0.70	1.00	70,000
地積合計			3,017.31	評価額合計			12,600,000

ア 標準価格(公示価格等からの規準)

近隣及び周辺の取引事例等と比較し、公示価格等から規(比)準し、
地価水準及びその動向を勘案して上記のとおり査定した。

地価調査 胎内(県)9-1 基準地価格: 4,500 円/㎡ 年間変動率: 0.0%

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準価格
 $4,500 \text{ 円/㎡} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{65} \div 6,900 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

$$100\% + \frac{\text{基準地価格時点から評価日までの月数}}{\text{月率}} \times \frac{0.0\%}{12\text{ヶ月}} \times 13\text{ヶ月} \div 100\%$$

◇標準化補正: 地価調査基準地は標準的画地で補正の必要なし ±0 %

◇地域格差: 街路条件で優るが環境条件で劣る -35 %

イ 個別格差: 角地で優る +1 %
 上水道の引込がなく、劣る -10 %
 相 乗 積 91 %

ウ 地 積: 各物件の公簿面積による

エ 市場性修正: 撤去がやや困難な巨石が存し、市場性で劣る -5 %

オ 競売市場修正: -30 %

前記「第2評価の条件」記載の競売市場の特殊性による修正率

カ 占有等減価: ±0 %

第6 参考価格資料

地価調査基準地	胎内（県）9－1
所 在	胎内市高野字茨島249番326外
価 格	4,500円/㎡
位 置	J R羽越本線・中条駅 約3.3km
価 格 時 点	令和6年7月1日
地 積	約3,743㎡
供給処理施設	水道
前 面 道 路	南側幅員約9m市道、背面道
公 法 規 制	非線引都市計画区域・工業地域 (指定建ぺい率60%、指定容積率200%)
地 域 の 概 要	中小の工場等が集まる、空地も見られる工業地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 地図（法第14条第1項）写
- 3 地積測量図写

以 上

位置図

$S=1/10,000$

N

4

地価調査基準地

清水

體育館

クラレ新潟事業所

倉敷町

住吉町

新

4.

71

物件所在地 總寺
物件 1 ~ 7

大總寺

本郷

本郷町

江上

奧山莊城館遺跡（江上館跡）

奧山莊城館遺跡（坊城館跡）

あかね町

北本町

東本町

大輪寺

国土地理院地図

縮尺: 1 / 10,000

地理院タイル（国土地理院）を利用して作成

0 250 500m



地図(法第14条第1項)写

4 539-3



(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
本郷

請求部	所在	胎内市本郷字家ノ下				地番	537番1			
出力尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和41年9月			備付年月日(原図)				補記事項		

A3判をA4判(約70%)に縮小

登記年月日: 昭和47年4月20日

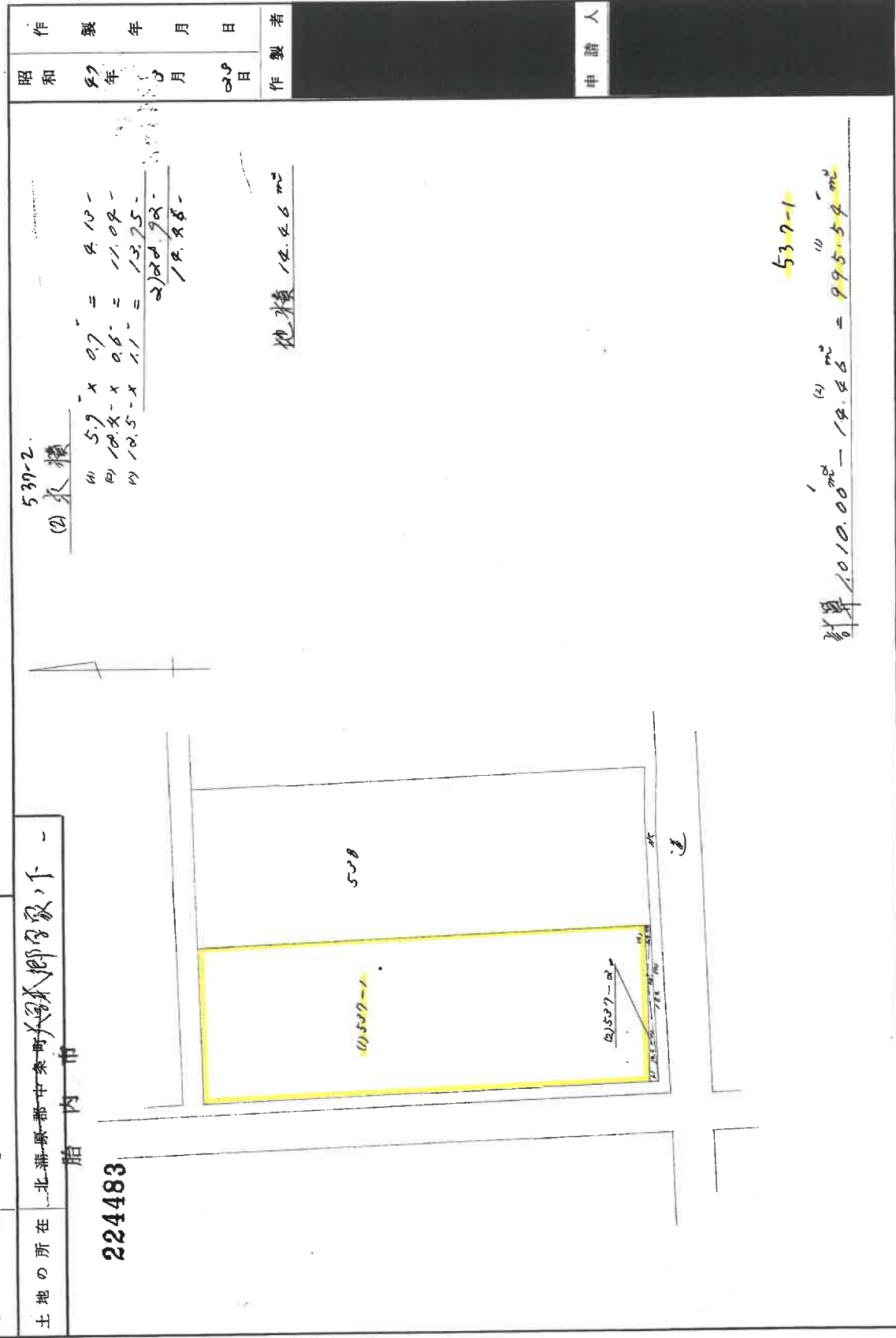
前 537 後・新・同一

地番 537-1-2

土地の所在 北海道中支庁大空郡大空町 胎内市

224483

土地積測量図



昭和四十七年四月八日

昭和 47 年 4 月 8 日

作製者

申請人

縮尺 1/500

昭和・平成47年4月20日登記

登記年月日：昭和60年11月29日

224486

前 538-1 後新田 地積測量図

地番 538番4 538-1

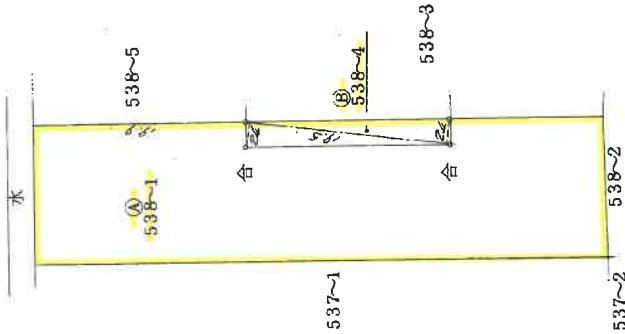
土地の所在 北海道中札本郷字家ノ下

胎内市

地積計算

⑤ 538番4
19.5 × 2.4 = 46.80
19.5 × 2.4 = 46.80
合計 93.60
1/2 46.80

⑥ 538番1
700㎡00 - 46.80 = 653㎡20



⑤石杭・⑥金鳳標・⑦コンクリート柱・⑧合成樹脂柱

作製者

申請人

新潟県土地家屋調査士会

昭和・平成60年11月29日登記

縮尺

1/500

登記年月日：昭和60年11月29日

224487

前 538-3 後・新同一

地積測量図

地番 538番5 538-3

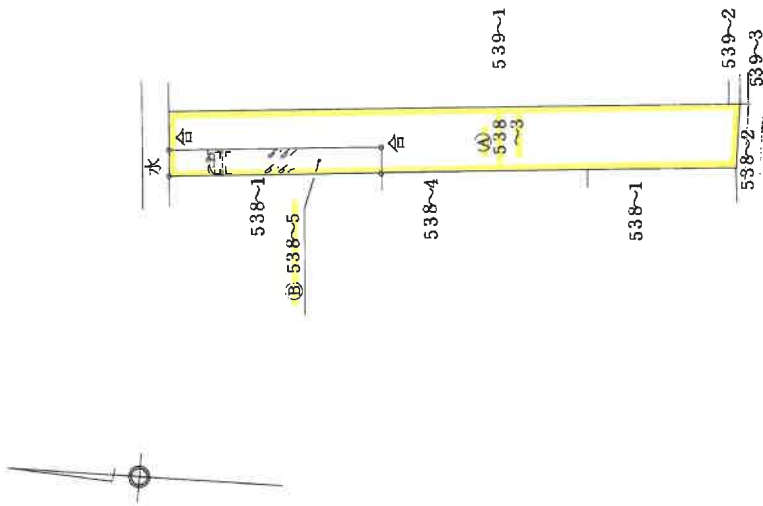
土地の所在 北相原郡中桑野大字本郷字家ノ下

胎内市

地積計算

③ 538番5
$$\frac{(19.9 + 19.9) \times 2.35}{1/2} = 93.53$$
$$1/2 \quad 46.765$$

④ 538番3
$$31.7 \times 3220 - 46.765 = 264.5570$$



⑤ 石杭・⑥ 金庫埋・⑦ コシカシ・⑧ 土杭・⑨ 公成測量所

作製者

申請人

新潟県土地家屋調査士会

昭和・平成60年11月29日登記

縮尺 1/500

登記年月日：昭和47年4月20日

前 539-2 後 新同一

地 番

539-2

土地の所在

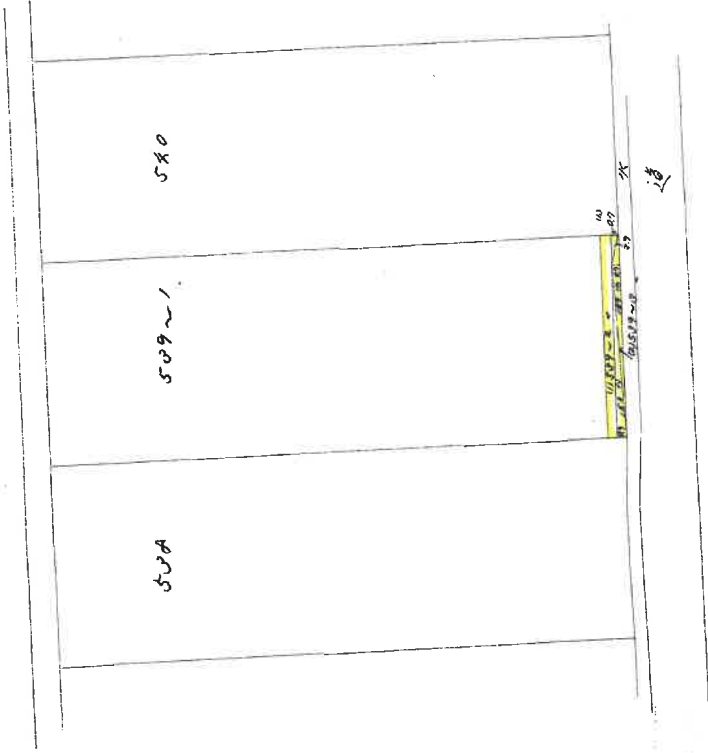
北浦原郡中条町大田家下

22448 内市

土地積測量図

539-3
(2) 求積
① $2.9 \times 0.7 = 2.03$
② $12.9 \times 0.7 = 9.03$
③ $16.0 \times 0.9 = 14.40$
④ $22.9 \times 0.6 = 13.74$

地積 14.40 m²



539-2
計算 $32.00 \text{ m}^2 - 14.40 \text{ m}^2 = 17.60 \text{ m}^2$

昭和47年 〇月 〇日
作製年 月 日

作製者

申請人

昭和 平成49年 4月20日 登記

縮 尺 1/500